

6月1日～7日は水道週間です

「復興の 未来と生命(いのち) 照らす水」

大切な水を、節水して上手に使いましょう!



水道が利用できる地域の方に、井戸水から水道水への切り替えをおすすめします

下野市の水道水は地下水を水源とし、深さ60mから200mの深井戸33本からみ上げています。市民のみな

さまに安全でおいしい水を24時間安定して供給するために、水道法により定められた項目の水質検査を行い、水質の管理に取り組んでいます。

また、水道水中の放射性物質については、国のモニタリング方針に基づき、定期的に測定検査を実施しています。これまでの測定検査では、すべて新基準値を下回っており、安全に飲用することができま

水道メーター検針にご協力をお願いします

下野市では、おおむねJR宇都宮線の東側は奇数月に、

西側は偶数月に、2か月に1回水道メーターの検針を行います。

■メーター口径別水道加入金と手数料一覧 (件/税込み)

口径	加入金額	設計審査手数料	竣工検査手数料
13 mm	52,500円	1,000円	給水分岐
20 mm	136,500円		無 2,000円
25 mm	241,500円		有 4,000円

※給水工事の申し込みについては、市指定給水工事事業者へご相談ください。

検針員が正確に、また効率的に検針できるように、ご協力をお願いします。

・メーターボックスの近くに

- 犬をつないだり、放し飼いをしたりしないでください。
- メーターボックスの上には物を置かないでください。(植木鉢、資材、車など)。
- メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

閉栓・開栓等は事前のご連絡をお願いします

引越等による閉栓・開栓のお申し込みは、4～5日前までにご連絡ください。また、使用者や所有者の名称が変更(死亡や転居など)になった場合は、至急届け出てください。

※受付時間

午前8時30分から午後5時15分(土・日・祝祭日を除く)

■問い合わせ先

水道課 ☎(48) 21121

農業者年金を受給されている方へ

○現況届は忘れずに提出をしてください

現況届は、年金を受給するために、毎年必要になる手続きです。農業者年金を受給されている方は、現況届を必ず提出してください。(なお、年金受給者ご本人が署名、記入することが困難である場合は、代理の方が署名、記入をしてください。)

■現況届が届く時期

現況届は毎年、5月末頃に農業者年金基金から直接、受給者ご本人に郵送されます。

■現況届の提出時期

現況届は、6月30日までに左記まで必ず提出してください。

・農業委員会事務局

(南河内図書館2階)

・市民課窓口

(国分寺庁舎・石橋庁舎)

■現況届の提出を忘れた場合

現況届の提出がない時は、11月から年金の支払いが差し止められます。支払いの差し止めは、現況届が提出される

まで継続されますので、ご注意ください。

手元に現況届がある場合は、速やかに農業委員会事務局まで提出してください。

○農地を動かすの前に

農業者年金の経営移讓年金を受給されている方が、後継者などに貸付している農地を別の方に貸したり、転用をされた場合、年金の一部が支給停止になる可能性があります。経営移讓年金を受給されている方で、農地の貸し借りや売買、転用などの予定がある場合は、お気軽に農業委員会事務局までご相談ください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局
☎(48) 2116

